

様式第7号

(仮称) 水戸市障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する  
条例(案)等への市民意見等の概要及び各意見等に対する市の考え方

1 意見公募の応募状況

平成30年11月8日から平成30年12月7日までの間に、「(仮称)水戸市障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(案)」に対する意見等の募集を行い、35人から72件の意見等をお寄せいただきました。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数	件数
(1) 郵送	0人	0件
(2) FAX	2人	4件
(3) メール	0人	0件
(4) 直接提出	33人	68件
合計	35人	72件

2 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等については、適宜要約し、それに対する水戸市の考え方をまとめたので、下記の通り公表いたします。

No.	意見等の概要	市の考え方(対応)
1	条例の名称に「手話言語」を入れてほしい。	本条例は、手話だけでなく、要約筆記や点字など多様な形態や手法がある、障害の特性に応じた意思疎通手段についての利用の促進を図ることを目的としています。 あわせて、手話が言語であることは、国際条約や障害者基本法において明らかにされていますが、いまだ手話に対する理解が浸透していないため、手話を独自の言語として認識し、手話の普及等に関する施策を市が行っていく必要があることから、いただいたご意見を踏まえ、条例の名称に「手話言語」を入れたものにしてまいります。

2	<p>条例の名称が長すぎる。「手話言語条例」「手話言語及び障害者コミュニケーション条例」でいい。</p>	<p>本条例は、手話言語その他の障害の特性に応じた意思疎通手段についての利用を促進していくための条例であるため、条例の名称そのものの短縮は困難ですが、条例の周知等において、略称や通称の使用を妨げるものではありません。</p>
3	<p>条例の内容に、「手話言語」をもっと入れてほしい。</p>	<p>手話を独自の言語として認識し、手話の普及等に関する施策を市が行っていくこととしておりますが、本条例は、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図る内容としているため、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
4	<p>条例中、「言語（手話を含む。）」ではなく、「手話、言語」としてほしい。</p>	<p>条例（案）概要の表現は、障害者基本法や障害者権利条約等の表現を参考にしたものですので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>「意思疎通支援者」ではわかりにくい。「手話通訳者」と明示すべき。</p>	<p>条例（案）概要中の「(3)定義」における「意思疎通支援者」の定義として、「手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他の障害者の意思疎通の支援を行う者」とし、手話通訳者を明示しているところです。</p>
6	<p>「手話言語」には日本手話も含まれるのか。条例中、日本手話と日本語対応手話をきちんと定義してほしい。</p>	<p>手話言語には、日本手話と日本語対応手話を含むものと考えております。</p>
7	<p>意思疎通手段についての定義を、具体的に多く示すと良いと思う。一般の方々理解できるよう、障害名と必要な手段を組み合わせでの記載をすると必要としているものがわかりやすいと思う。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、条例について周知等を行っていく中で、具体的な例示等について検討を行い、障害の特性に応じた意思疎通手段についての理解の普及を図ってまいります。</p>

8	<p>条例（案）概要の「(3)定義」における、意思疎通支援者についての定義であるが、「その他の障害者」なのか、その他の「障害者の意思疎通の支援を行う者」なのか読み取りにくい。意味の捉え方が変わってしまう。</p>	<p>手話通訳者，要約筆記者，点訳者，音訳者その他の「障害者の意思疎通支援を行う者」の意味です。</p>
9	<p>条例（案）概要からは，自閉症スペクトラムをはじめとする発達障害者や知的障害者の姿が見えてこない。</p> <p>「障害の特性に応じた～」と表記されることが多いが，一般の方々に自閉症の特性はまだまだ理解が進んでいるとは言えない。障害の特性の理解の促進も含め，意思疎通手段の利用促進を図っていくことを基本理念に盛り込んでいただきたい。</p>	<p>条例（案）概要の「(4)基本理念」において，「全ての意思疎通手段の利用の促進は，（中略）個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。」としております。</p> <p>「互いの尊重」の中には，自閉症も含む障害の特性の理解の促進も含まれるものと考えております。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ，条例及び障害者福祉に係る施策を検討し，自閉症等を含む障害の特性の理解の促進を図ってまいります。</p>
10	<p>条文に，「点字の普及は視覚障害者が……文字言語である」を加えてほしい。</p>	<p>本条例では，手話の普及についての施策に取り組む際の理念，認識について定めた部分もありますが，条例全体としては，障害の特性に応じた意思疎通手段についての利用の促進を図ることを目的としていますので，ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
11	<p>デイサービスには健聴者が多いが，ろう者は行くことができない。行ってもコミュニケーションがとれない。簡単な手話を皆が覚えてほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては，条例（案）概要の「(7)事業者の責務」や「(8)理解の普及」にも記載のある，事業者に関する施策や，理解の普及を行うための施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>

12	<p>災害時において外見では聴覚障害者とは判断されにくい状況がある。支援体制の整備において充実した体制を整えてほしい。</p>	<p>災害時における情報提供等につきましては、条例（案）概要の「(10)情報の発信等」において言及し、必要な体制を整備するものとしております。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、災害発生時の要支援者対策の実施に際して参考にさせていただくとともに、関係部署に情報提供してまいります。</p>
13	<p>市の責務として、市職員は、あいさつなどの簡単な手話を覚えてコミュニケーションを取ってほしい。その様子を市民が見ることによって、条例に関心を持ち、啓発につながると思う。</p>	<p>条例（案）概要「(13)職員に対する研修」において、市は、職員に対し、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する研修を行うものとしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、施策の実施に際して参考にさせていただくとともに、関係部署に情報提供してまいります。</p>
14	<p>ろう者がこれまでどんな不便や差別を味わったか、経験をじっくり聞いてほしい。そのうえで、お互いの違いや文化を理解し合い、知恵を出し合うことが大事ではないのか。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、理解の普及についての施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
15	<p>会社（職場）のコミュニケーションを取るため、手話教室などを広げてほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
16	<p>手続をするとき、窓口等、手話、筆談などで、納得できるまでわかるよう、通じるようにしてほしい（駅、警察、救急、消防、町内会、学校、介護、病院、看護師、店、コンビニ等）</p>	<p>いただいたご意見につきましては、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>
17	<p>高齢ろう者が利用できるデイサービスやコミュニケーションができる老人ホームを求めたい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、施策の実施に際して参考にさせていただきます。</p>

18	手話が言語であることをみんなに知ってもらい、聴覚障害者だけでなく、みんなで使える手話を広げたい。聴覚障害者が健常者と平等に安心して生活できるようにしてほしい。	いただいたご意見につきましては、理解の普及や環境整備等の施策の実施に際して参考にさせていただきます。
19	「手話まつり」について、聴覚障害者に対する市民の皆様を理解をしていただくことが目的であるので、条例中、開催について明文化してほしい。	いただいたご意見につきましては、施策の実施に際して参考にさせていただきます。
20	今回のパブリックコメント（以下「市民意見公募」という。）の条例（案）の概要がわかりづらい。手話動画による市民意見公募が実施されたが、わかりやすい形での市民意見公募を制度化してほしい。	障害者団体の皆様のご協力により、手話による動画、点字、音声CDによる市民意見公募を実施したところです。 いただいたご意見については、関係部署へ情報提供してまいります。
21	文章の読み書きが苦手なろう者などもあることから、市民意見公募では、理解しやすい表現や、手話を読み取って意見を代筆する方法を検討してほしい。	いただいたご意見は、本条例にとどまらず、水戸市における市民意見公募の際に必要な視点であると考えられることから、施策の実施に際して参考にさせていただくとともに、関係部署に情報提供してまいります。

問合せ先 保健福祉部障害福祉課給付係  
 担当 茂木勇貴，井原真彌  
 電話 029-232-9173